

# 固定資産の 縦覧と閲覧

固定資産の縦覧は、納税者本人以外が所有する土地や家屋との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価額が適正かどうか判断するための制度です。また、固定資産課税台帳の閲覧により、自己の資産について課税内容の確認を行うことができます。

縦覧や閲覧を申請する際には、運転免許証や納税通知書など、申請者本人を確認できる資料を持参してください。

## 土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧

**縦覧期間** 4月1日(金)～5月31日(火)

**ところ** 資産税課および各総合支所(資産税課では、全市域分の土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧できますが、各総合支所では各総合支所管内分に限り)

**手数料** 無料

### ■土地価格等縦覧帳簿

縦覧できる人	縦覧できる内容
市内の土地の固定資産税納税者	市内の課税対象土地の所在、地番、地目、地積、価格

### ■家屋価格等縦覧帳簿

縦覧できる人	縦覧できる内容
市内の家屋の固定資産税納税者	市内の課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※縦覧帳簿のコピーはできません。土地・家屋の所有者名や税額などは、縦覧の対象には含まれません。

## 固定資産課税台帳の閲覧

**閲覧期間** 通年

**ところ** 資産税課および各総合支所(縦覧期間中は、出張所で課税台帳の写しの申請ができますが、申請当日の閲覧はできません)

**手数料** 200円(縦覧期間中は納税義務者のみ現年度分に限り無料)

閲覧できる人	閲覧できる内容
固定資産税の納税義務者	当該納税義務者に係るすべての固定資産
土地(家屋)について、賃貸借その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する人	当該権利の目的である土地(家屋)およびその敷地 ※当該権利を証する書類の提示が必要
1月2日以降に固定資産を取得した人など、固定資産の処分をする権利を有する一定の人	当該権利の目的である固定資産 ※当該権利を証する書類の提示が必要

**郵送による請求** 任意の用紙に「固定資産課税台帳(写し)請求」と明記し、以下の必要事項を記入して資産税課(〒514-8611 住所不要)へ

- 必要事項** 申請人の住所・氏名(押印)・電話番号、納税義務者の住所・氏名、申請人との続柄
- 同封するもの** 返信用切手(140円)、運転免許証など申請人の確認ができる資料の写し

## 固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、4月1日に発送する納税通知書の交付を受けた日後60日まで、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

詳しくは、法務室(☎229-3116)へお問い合わせください。

## 平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書の送付について

固定資産税・都市計画税納税通知書を4月1日に発送します。各納付期限までに最寄りの金融機関などから納めてください。

また、課税対象となる土地や家屋の所在地や価額などについては、固定資産税・都市計画税納税通知書にある課税明細書(物件数が多い場合は、別封筒で送付)で確認することができます。

久居、河芸および香良洲地域の市街化区域の土地・家屋については、市町村の合併の特例に関する法律により、平成22年度までに限り、都市計画税が免除となっていました。平成23年度からは都市計画税が課税されます。新たに課税の対象となった資産は、課税明細書でご確認ください。

問い合わせ 資産税課 ☎229-3131(土地) ☎229-3132(家屋) ☎229-3331(いずれも)